

2023年3月1日
日本生命保険相互会社

お客様ID規程の改定について

いつも格別のお引立てをいただき厚くお礼申し上げます。

Webで実施可能な手続きの拡大等に伴い、分かりやすさ向上の観点から、2023年4月2日より、お客様ID規程を下記のとおり変更いたします。

記

1. Webで実施可能な手続きの拡大

・第3条第1項を以下のとおり改定いたします。（改定箇所は下線部分）

第3条（パソコンまたは携帯電話等による取引）

1 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、パソコンまたは携帯電話等から会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびにパスワードおよび保険契約者等の生年月日の月日を送信することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める取扱の範囲内で、その適用される約款に定めるつぎの取引およびその他会社の定める取引ができます。なお、取引によっては、保険契約者等が金額等を送信することを要します。

（1）保険契約貸付の請求および元利金の返済

（2）積立配当金、据置支払となった保険金等（以下、「据置保険金」といいます。）の支払請求

（3）年金の種類の変更、年金支払期間の変更、年金の一括支払、年金の請求および第1回年金支払日の変更

（4）給付金・保険金等の請求

（5）保険料の払込、保険料払込方法（経路）の変更および指定口座等の変更

（6）保険金等の受取人の変更

（7）指定代理請求人の指定、変更指定

（8）ご契約者サポートサービス規程に定めるご契約者サポートサービスの申込、変更、停止

（9）その他会社の定める取引

2. その他

・第3条第1項の改定に伴う対応や所要の改定を実施いたします。

※最新のお客様ID規程は[こちら](#)

以上